

特定粉じん排出等作業に係る行政指導指針

(令和3年8月24日制定)

1. 目的

この指針は、解体等工事に際し大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第18条の19及び第18条の20に定める事項を遵守させることにより、特定粉じんの飛散の防止を図り、もって市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、元請業者若しくは自主施工者又は下請負人（以下「元請業者等」という。）に対して行う指導について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指導 岡山市行政手続条例（平成9年市条例第58号）第2条第7号に規定する行政指導をいう。
- (2) 違反 法第18条の19又は第18条の20の規定に反することをいう。

3. 指導の対象

指導は、立入検査により違反の事実が判明した工事現場に関係のある元請業者等を対象に行うものとする。

4. 指導の基準

指導の内容等は、別に定める特定粉じん排出等作業に係る行政指導指針運用基準（以下「運用基準」という。）により決定する。ただし、違反の原因が悪質で、緊急の措置を必要とするなど運用基準によりがたい場合は、この限りでない。

5. 指導の方法

指導の方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 違反が判明した場合は速やかに違反の事実（違反の内容）を通知し、是正措置を講じるよう指示する。
- (2) 前号の指示の際、「口頭」による注意又は「注意書」による注意を行う。
- (3) 違反の内容が、即時に是正できる内容である場合は現地にてその事実確認を行い、そうでない場合は後日、是正の事実確認のため報告を求める。

附 則

本指針は、制定の日から適用する。